

第13回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成19年11月7日（水）

■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室，B1会議室，9B会議室，B1中会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，伊藤委員，大竹委員，鎌倉委員，佐々木委員，添田委員，築委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，片桐委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，阿久津委員，大矢委員，川又委員，佐藤六夫委員，陣内委員，砂長委員，寺崎委員，松本委員，山野井委員，郷間委員，櫻井委員，塚原委員，山本委員，福田委員，馬嶋委員，柴田委員，砂川委員，森山委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

- ・ 第1分科会は14大会議室で，第2分科会「市民」関係検討グループはB1会議室で，「議会・執行機関」関係検討グループは9B会議室で，第3分科会はB1中会議室で各自議事を開始
- ・ 事務局より，市民から寄せられた意見を1件報告
（意見の概要）

自治会回覧を見た。現在，市民からのご意見を募集中とのことなので，電話させてもらった。

自治会の役員をやっているが，最近，自治会を抜きたいという市民が多くなっている。自治会には何の権限もなく，脱会を受け入れざるを得ない。

ここで一番問題となるのが，ごみステーションの利用に関してである。ごみステーションは実質的に自治会が管理しており，自治会の構成員が定期的に清掃をしている。自治会を脱会し，清掃作業にも参加しない市民が，ただ乗りのかたちでごみステーションを利用していることが，他の住民の感情を逆撫でしている。

また，あまり強く対応し，もしこの市民が，隣の自治会のごみステーションにごみ

を捨てるようになれば、隣の自治会役員から苦情を言われることになるだろうし、苦慮している。

現在、市は自治会加入率向上のための取組をしている。さらに、「自治基本条例を考える会議」で自治会の役割・権限や市民の役割・責務について議論していることを知った。

ぜひこのあたりも「考える会議」で議論して頂きたい。

2 議事

(1) 分科会における検討（資料 1－1， 1－2， 1－3）

ア 第1分科会

- ・ 自治の基本理念，基本原則，総則の部分を中心に議論
- ・ 出された意見を，事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」，「条例に盛り込むべき事項」として整理して，次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（前文 新たな自治のかたちやまちのあるべき姿）

○ 世話人

- ・ 前文のうち、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」については，資料 1－1 の 10 頁のようにまとめたが，まだ今ひとつ議論がなされていない感がある。ここをもう少し議論したい。
- ・ 10 頁の図についてであるが，一番左側に，「未来を指向し，新しい何かを求め，創っていくこと。」と「お互いをおもいやること，やさしさ」という抽象的な考えを掲げ，一番右側には，「100万都市・政令指定都市」や，「都市部と農村部の交流」等，インパクトのある，個別具体的な事例を掲げている。その真ん中に，「活力あるまち」，「環境に配慮したまち」，「農・商・工のバランスのとれたまち」等のキーワードをまとめて「住みやすいまち」，また「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」，「共生社会」等のキーワードをまとめて「思いやりのある社会」として掲げた。このうち，どのあたりを自治基本条例に盛り込むべき事項としていったら良いかについては，まだ議論が少ないと思う。
- ・ どこにもあるような条例にしないためには，インパクトのある言葉，具体的な事項が良いだろうという意見がある一方で，長年耐えることができないような普遍的でない言葉はふさわしくないのではないかという意見もあった。普遍的なところを狙っていくと一番左側の列の書き方になる。
- ・ 議論のポイントとしては，宇都宮らしさを出そうと思えば，具体的な文言の方がピンとくる。しかし，一番左側の列は非常に抽象的だが，既に制定されている他の自治体の自治基本条例ではこのようなキーワードは出てきていない。

とても抽象的でどこにでもあるように思われるけれども、実は宇都宮らしさが表れているのではないかという意見が出た。

● 事務局

- ・ さらに、委員からは、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」の書き方には次のようなものがあるのではないかという意見が出された。
- ・ 1つが、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」をそのまま表現する方法で、12頁の案1のような書き方になる。もう1つが、手法的なものを含めて表現する方法で、12頁の案2のような方法になる。この案1・2は、前回の議論の結果を受けて、世話人と事務局で協議してまとめたものであるが、このどちらが良いかということについては、最終的には、多分に前文の長さの制約の影響を受けるのではないかと考えている。
- ・ この2案のまま提言書検討委員会に持ち込み、全体のバランスを見ながら調整していくこととしたらどうか。本日は、この2案の文言の中で、これは違うのではないか、とか、このような考え方もあるのではないか、というような議論をして頂きたいと思う。

○ 委員

- ・ 環境基本条例を見ていて、この前文が、前回私たちが議論してきた内容と非常に似ているという印象を受けた。このような条例がいくつもあるのでは、私たちが時間をかけてつくってきた趣旨や意味、効果が不明確になり、共感を呼ばないのではないか。
- ・ 例えば、環境基本条例の前文冒頭部分は、前回の検討内容と非常によく似ている。

● 事務局

- ・ 環境基本条例においては、まず、冒頭で宇都宮市を取り巻く自然環境がどのようなものであるかを詳しく記載する必要がある。したがって宇都宮の地理的環境をまとめた自治基本条例の冒頭部分と似るのは当然であり、逆に、今回の検討の方向性が正しかったことの証明となるのではないか。
- ・ 環境基本条例では、次に、過去から現在にかけて、公害の可能性等の課題が発生していることに触れられている。これに対し、自治基本条例では、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」を2つの方向性、すなわち「未来指向」と「思いやり」にまとめて、表現していくこととなると予想される。これは、明らかに環境基本条例とは違うのだろうと事務局としては考えている。

○ 世話人

- ・ 他の自治体の自治基本条例では今まで明確に触れられてこなかった「やさしさ」や「思いやり」というキーワードが、今回議論している本市の自治基本条例の「きも」であり、それが宇都宮らしさである、ただし、それを条例に入れ

てよいものかどうかは、調べる必要がある、と事務局は前回説明していたと思う。私も、「やさしさ」や「思いやり」は、環境基本条例とは全く違う、自治基本条例ならではの「きも」であると思う。これに対し、宇都宮市の自然条件等は、今までも触れられてきたことであろうし、ある種定型的な文言になるかもしれない。

○ 委員

- ・ 市は、例えば青少年育成条例等、他にも同じような前文を持つ条例を制定しているのではないか。

● 事務局

- ・ 環境基本条例は、宇都宮市で3つある基本条例のひとつである。他の2つは、「宇都宮市男女共同参画推進条例」、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」である。一般的に、基本条例と言われるものに前文が存在するが、男女共同参画推進条例には前文があり、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例には前文がない。青少年育成条例については、条例自体ない。今検討している自治基本条例の前文ほど抽象的な内容を扱った前文は、市の条例にはないと認識している。

○ 委員

- ・ 前文を設けている条例自体めずらしいはず。

○ 世話人

- ・ 今まで、「やさしさ」や「思いやり」が宇都宮市の自治基本条例の特徴だと考えたことはなかったわけだが、全国の自治基本条例の状況を聞いて、そうなのかと認識した。しかし、今ひとつ消化できずにいる。この第1分科会の委員みんなでそれを消化できるかどうか。

● 事務局

- ・ 昨年度のワークショップのAグループで、「未来指向」と「思いやり」というキーワードが出ていたと認識している。他の自治体の自治基本条例では、策定過程で議論されていない模様で、そのようなキーワードは出てきていない。

○ 委員

- ・ この2つのキーワード自体は良いと思う。しかし、これが「宇都宮らしさ」と言われると違う。宇都宮の自治基本条例が、他の自治体の自治基本条例と違うところ、という方が正確だ。他の自治体の自治基本条例はいきなり具体的な表現に入っている。大まかで、何が言いたいのかつかみにくい文言になっていくかもしれないが、それがこの条例の正しい姿なのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 日本国憲法も、前文では非常に理念的なことを謳っている。表現の仕方はいづれにしても、理念的なことを規定していくしかないと思う。また、内容に、

「やさしさ」や「思いやり」を入れるのは結構なことだと思う。あまり具体的なことを規定していくことはできない。

○ 委員

- ・ まだしっくりこない。宇都宮らしさをもう少し具体的なもので表せないだろうか。「思いやり」とか「やさしさ」を「良さ」として指向していくのはわかる。しかし、それでは読んだときにインパクトが弱い。もっと宇都宮を前面に出せるような文言が欲しいと、ずっと考えていたのだが、思いつかない。宇都宮市が向かうべきビジョン、宇都宮市をこういうふうにしていこうというビジョンがはっきりしていない。この2つのキーワードにしても、これを聞いた市民が、「よし、これを一丸となってやっていこう。」と思うかどうか。もう少しインパクトのある言葉が欲しいし、作りたい。

○ 委員

- ・ いろいろな切り口はあると思うが、具体的なもので宇都宮らしさを出そうとすると、日光連山、関東平野、鬼怒川等の地理的環境で表現するのが一番手取り早い。政策的なもので宇都宮らしさを出すのはなかなか難しいと思う。

○ 委員

- ・ 歴史、伝統、文化等は、今まで全て出尽くしている。そこに流れていくのは、「宇都宮らしいものをつくろう。」と議論してきたことを考えると、非常に惜しい気がする。他の自治体の自治基本条例を見ても、その自治体らしさを表すところから入っているものが多い。例えば「時計台のある札幌」とか、ぱっと親近感を持てるような言葉、そのような文化的なものが宇都宮に何かあるとよいなと思う。

○ 委員

- ・ しかし、これは考えて搾り出すようなものでもないと思う。地理的なものや歴史、文化は当然入ることになるが、自治基本条例はどのようなまちを目指すか、というところに重点を置いているのであって、面白味はないけれども、「やさしさ」や「思いやり」に満ちたまちにしていくのだということで良いのではないか。無理やり餃子を持ち出したところで他のまちに抜かれれば終わってしまうし、時計台もこれから永久に残るものであればともかく、なかなかそのようなものはないのではないか。特徴のないことが一種の宇都宮らしさなのではないだろうか。これからのまちをどうしたら良いかということが前文に含まれれば良いのではないか。

○ 委員

- ・ 県で、「とちぎ新時代創造計画」というものを策定したことがある。その時も、今回と同じように、「男体山」や、「関東平野の北端」という立地的な言葉を入れようとしたのだが、それでは面白くない、将来に関わることで地理的なもの

はないかということで、「首都圏」という言葉を持ち出した。首都圏とは、東京から100キロメートル範囲内であるということを前提にして、これは栃木県の特徴であると。その後、首都圏にあるということは産業の発展にも、これから何かものを作っていくにしても、重要な意味を持ってくるということが、分かってきた。例えば東京に何かを送り出すには、生鮮食品の生産に重点を置いた方がよい等。

○ 委員

- ・ 「北関東の雄都」という言葉には、私たちの願いも入っている。今でもその要素は持っているけれども、本当に北関東の雄都になりきっているかと言うと、まだ向かっている途中であるとも言えるわけで、ばんと出した方がいいのかな、と思うが。未来指向という言葉の前面に押し出すにふさわしい言葉というものがあると思う。

○ 委員

- ・ 首都圏と言われれば、宇都宮市でも高崎市でも首都圏。「北関東の雄都」については、昔から使用している言葉で、さらに、「北関東の雄都」を目指すだけでは足りないのではないか、等と議会で議論したこともある。未来指向から逆行するイメージもあると思う。

○ 委員

- ・ 農業分野の委員としては、首都圏という言葉からは、すぐに出荷できて、食べられるものを重点的に生産しようということになる。この言葉自体が良いかどうかという議論はあるが、何よりも、そのような社会構築をイメージしやすい、きっかけとなる言葉は重要である。

○ 世話人

- ・ 「やさしさ」や「思いやり」と言うと、新たなまちのイメージというよりも、人の生き方、人の指向性を示す言葉に近い気がする。

● 事務局

- ・ それは、「まちづくり」、「自治」というものをどこまでのものと捉えるかによるのではないか。施設や道路、堤防等のハード的なものだけではなく、「やさしさに満ちたまち」であるとか、「思いやりがある社会」であるとかまで捉えた上で、そのような社会・まちを実現しようとする活動ならば、「やさしさ」や「思いやり」という言葉が条例に入ってきてても良いと考えられる。

○ 世話人

- ・ みんなで幸せに暮らしたいという目標の中に入っていくように思われる。

○ 委員

- ・ 「思いやり」や「やさしさ」は、語感として、福祉の分野からのアプローチが強いような気がする。安全・安心のまちづくりを含んでいると考えるべきな

のだろうが、そこまで捉えられているか。

○ 世話人

- ・ 前は、「競争社会」というキーワードが出て、これは「新しい何かを求めていく」、「住みやすいまち」の方に集約されていくのだろうという意見が出た。

○ 委員

- ・ 競争社会という言葉は否定的な意味が含まれており、「切磋琢磨する」という言葉の方が良い。

○ 委員

- ・ 宇都宮市民憲章をつくった時にも、今私たちが議論しているようなこと、あたたかさや人情のようなものも議論されているのだろう。宇都宮市民憲章の現在の文言の背後には、そのような議論がいろいろ隠れているのだろう。

○ 委員

- ・ それであれば、「宇都宮市民憲章に謳われている」という文言を使えば、市民憲章と自治基本条例の連携は取れる。前文の中で、市民憲章について触れられている自治基本条例もある。

○ 世話人

- ・ ここに掲げられている文言は、宇都宮市民憲章の文言と競合しないものだと思う。今問題にしているのは、「どういうまちを目指すか。」と言われたときに、このような文言で良いのか、ということ。

○ 世話人

- ・ すぐ後で、自治の基本原則を議論する予定であり、そこでは前文の記載事項を受けて、さらに踏み込んだことを規定していくことになるのではないかと。

○ 委員

- ・ 宇都宮市民憲章、上河内町民憲章、河内町民憲章3つを比較したが、大体似た内容、言葉となっている。
- ・ 今すぐに何かを考え出すことは難しい。今回のように議論していったら、その過程で適切なキーワードが出てくれば採用するという方向か。

○ 委員

- ・ それでいいのではないかと。本日結論を出す必要があるわけではない。案2を基本コンセプトとして考えていく方向性とすれば。全体会議も含め、議論する場はまだ数多くある。

○ 世話人

- ・ 提言書検討委員会や、この「考える会議」が終了した後の執行機関の条文の検討時には、この前文、自治の基本理念の関係性等も検討対象になるのか。

● 事務局

- ・ 提言書検討委員会でも、執行機関の条文の検討時にも、十分に検討していく。

○ 世話人

- ・ 本日頂いた意見も含めて、第1分科会としては、この案1、案2を提言書検討委員会へつないでいくこととする。

○ 世話人

- ・ 「もう一言何か出てこないか。」という意見もあったことも含めて提言書検討委員会へつなぐ。

(自治の基本理念、自治の基本原則)

● 事務局

- ・ 前回・今回と議論してきた前文の内容のうち、「市民の主体性と市政への参加、市民と市との協働の必要性」で議論された「市民主体のまちづくり」、または「市民主権の確立」という考え方を土台として、「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」で議論された「より住みやすいまち」、「より思いやりのあるまち」に代表される、「市民福祉の向上」を目指すことを「自治の基本理念」として記載した。
- ・ 「自治の基本理念」を実現するための手段として、「自治の基本原則」を掲げたが、既に制定されている他の自治体の自治基本条例の中で定められている基本原則のうち、統計的に多い順に「(市民) 協働・市民参画」、「情報共有」、「個人の尊重」、「自己決定・自己責任」、「人づくり」と記載している。
- ・ また、前回前文を議論している際に意見として挙げられた「もったいない」精神を、「社会資源の活用」という項目で追加して記載した。

○ 委員

- ・ 「市民協働・市民参画」というところだが、障害者基本法の考え方の中に、「完全参加と平等」というものがある。身体に障がいがあっても、意思決定が難しい知的障がいがあっても、公共的活動の中で、何らかの手段を持って参加すべきであるという理念であるが、単に「参加・参画」では健常者のみが参加するというイメージがあることから、障がい者も含めた全ての人が参加・参画するという意味を含めて、「完全参加」という言葉はどうか。また、「平等」には、二つの意味があると思う。一つは機会の平等であり、一つは結果の平等である。結果の平等を含めた意味でも、「完全参加」という言葉はどうか。宇都宮市は、そのような社会的に弱い人々も意思決定に参加できるようにしていくのだという決意を表したらどうか。国連の障害者権利条約にもそのような考え方が取り入れられている。

○ 世話人

- ・ 「市民」の中には含まれていると考えられるが。

○ 委員

- ・ 含まれているが、先程議論になったインパクトのある言葉として、「完全参加」

はふさわしいのではないか。「完全参加と平等」は結果の平等を保障しようとしている。例えば、市役所での障がい者の雇用率は2.1%を達成しなければならない等。宇都宮市は、他のところとは違って、このような人権を守っていくのだということを明確にしたらどうか。言葉としては、「完全参加と結果の平等」ということになるか。

○ 世話人

- ・ 障がい者関係の法律、条例ではこのあたりのことをしっかりと謳っていく必要があると思う。ただし、この自治基本条例の議論においては、今まで委員の皆さんはそのあたりのことも含んで検討をしてきたという意識でいる。「まちの中では皆一緒だよ。」という考え方で条例を組み立ててきたと思うのだが、あえて「完全」という言葉を使用することで、そのような社会的弱者の方々を浮き立たせてしまうのではないかという懸念がある。

○ 委員

- ・ 私達の中では、「弱者に愛の手を」という考え方が一般的である。強い人が弱い人を助けるという考え方。今の考え方は、弱い人が、「自分のことを助けるべきだ。」と言うこととなるということか。

○ 委員

- ・ バリアフリーにしても、ユニヴァーサル・デザインにしても、そのような人々も自由に参加できるために、障壁となるようなものをなくしていこうというものだと考える。そのような人々が自由に参加できるような社会とは、ハード的なものばかりではなく、ソフト的にもまわりの人々に思いやりがある社会、つまりは共生社会、ノーマライゼーションが行き届いた社会であり、そういう社会を実現していこうということ。人づくりという面から言えば、人を一番大事にする社会。量的な発展ではなくて、生活の質の向上を重視した社会を実現することが最終的な目標なのではないか。そのような意味も込めて、「完全参加」という言葉を提案した。

○ 委員

- ・ その趣旨は理解できる。しかし、自治基本条例の性格上どうかということのほか、他の分科会で「市民」の定義を検討しているはず。「市民」の中には、在住外国人や障がい者等の社会的弱者も含まれていると思う。「まちづくり」の中で、「市民参加・参画」というのは一般的な言葉になっている。あえて「完全」という言葉を使用しなくても良いのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 私も趣旨は理解できるが、「完全」という言葉を入れることによって、現在の宇都宮市がマイナスであるようなイメージを強くすることとなるのではないかと懸念する。基本理念の中で、誰もが住みよいまちという形で言い尽くされて

いるわけで、あえて出さない方が良いと思う。

○ 世話人

- ・ 「個人の尊重」というところにもかかっていることのように思う。

○ 委員

- ・ すると、夢のある話だけこの条例には書けば良いのか。ロマンに満ちた条例になれば良いということなのか。問題解決は条例の中には書く必要はないということか。

○ 委員

- ・ そうではなくて、「完全参加」という言葉を謳わなければならない程、特殊な事情があるのではないかと受け取られるのが懸念されるということ。

○ 委員

- ・ 私もそう思う。宇都宮市に、特殊な事情があると受け取られかねない。「市民参加・参画」の中に、皆包含されているのだと考えた方が良い。

○ 委員

- ・ それはそれで良いが、結局それでは誰にでも受け入れられやすい、インパクトの弱い言葉になってしまう。

○ 委員

- ・ 条例をつくるときに気をつけなければならないことは、ある言葉を使用したときに、それが相対的に受け取られること。例えば「市民」という言葉を使用する際には、「障がい者」に対して「健常者」が存在することはもちろんだが、市民の中には、男性も女性もいる。老人も子どももいる。なぜ障がい者と健常者、そこだけを浮き立たせるのか、それを常に考えていかなければならない。ある言葉を使用することで、そこだけ条文上、極めて強調して受け取られる可能性があることに注意する必要がある。

○ 世話人

- ・ 男性と女性については、男女共同参画関係の条例でカバーされているわけだが、この条例においては「市民協働・参画」というこの言葉の中で考えることができる。

○ 委員

- ・ 大きく抜けていることがないか、という観点から発言したい。市民協働推進指針の策定に関与したことがあるが、その際も、市民の定義にはいろいろなものを列記したように思う。「市民協働・参画」という言葉は一種の熟語のように捉えざるをえなくて、ここでいう「市民」には、まちづくりの全ての主体、男性女性、健常者、社会的弱者、各種活動団体、企業等を含んでいる。「全市民の参画と、全てのまちづくり主体が協働して」まちづくりをすすめる、というのが、正確な表現であると思う。それに見合う表現として、例えば「市民」を入

れず、「協働・参画」という言葉がすっきりしていて良いと考える。

- ・ 次に、理念にも、基本原則にも、私が一番大切であると考えているのは、「公共」である。本来自治が目指すものは「公共」である。「公共サービス」もそうだが、「公共整備」もそうである。ハード・ソフト、福祉なども全て含む。「公共」は非常に重要な概念であるにも関わらず、ここには挙げられていない。「公共」という言葉が前提となって「協働・参画」、「情報共有」がある。昔は役所が公共整備をし、サービスを考えていたが、大きく流れが変わり、市民と一緒にまちづくりを考える時代になった。大きな変化がそこにある。行政が与えるサービスではなく、市民と一緒につくる。基本原則に挙げられているキーワードはほとんど全てそのためのものであると私には思える。理念の方にも、「宇都宮らしい公共づくり」ということが謳われなければならない。「新しい公共の姿」というべきものが表現される必要がある。

● 事務局

- ・ 今郷間委員からご指摘のあった「公共」については、事務局としてどう整理して良いか非常に苦しんでいたところで、別紙3として資料をご用意していたところである。世話人と相談した結果、この問題は非常に難しいので、本日は終了間際にご説明だけさせて頂いて、次回の冒頭で本格的に議論して頂きたいと思う。

○ 委員

- ・ 「市民協働」という概念は非常にあいまいなものであるから、いずれにせよ条文の中で定義せざるを得ないと思う。委員の皆さんもいろいろなイメージをお持ちだと思う。市民と行政が同じ立場に立って主体的にいろいろな活動するのだ、ということで、一緒に働くことではないと一般的に言われているが、言葉の感覚から、一緒に働くと考えている方もいるのではないか。「協働」の概念そのものが変わってきている。

○ 委員

- ・ 私は、「協働」と「分担」、「参画」と3つ一緒に話をするようにしている。本来一緒にするべきものと、手分けしてするべきものがあるということか。

○ 委員

- ・ 一般的に「協働」と組にして使われる言葉としては、「役割」。「協働」という言葉はこの分科会で議論しているのか。

● 事務局

- ・ 「協働」という言葉は、第3分科会で議論してもらっている。ただし、現時点では、そこに挙げてある「市民協働推進指針」の定義と同様の結論になっている。

○ 委員

- ・（円が2つ、中央で重なっている図を描く。）この中央で重なっている部分を、「共働」として市民と行政と一緒に働くもの、右と左、重なっていない部分を「協働」として、同じ目的に向かって市民と行政が協力して役割分担のもと活動していくものと定義している学者もいる。いずれにせよ、この重なっていない右と左の部分を意識しなければならないというのが最近の流れである。

● 事務局

- ・ 「社会資源の有効活用」の項目のところに、「もったいない」という言葉を掲げている。現市長は就任してから、「もったいない運動」を展開しているわけだが、この「もったいない」という言葉、これを正確に他の言葉で言い換えることは実は非常に難しいのだが、この言葉を条例に入れることについて、ご意見を伺いたい。

○ 世話人

- ・ 「もったいない」という言葉は抑制のイメージが強い。ここに挙げられている「資源の有効活用」においては、「使う」方に重点が置かれている。

○ 委員

- ・ 「もったいない」という言葉はアフリカの女性環境保護活動家が日本語から再発見して有名になったもの。そのまま使うのは抵抗がある。彼女が運動論として取り入れているところもどうかと思う。

○ 委員

- ・ これは「ものを大切にする心」。ここだけ流行語を取り入れて、ほかはきちっとした言葉で書くというのはどうか。「ものや自然を大切にする心、環境を大切にする気持ち」等と表現すれば良いのでは。

○ 委員

- ・ 宇都宮の良いところを生かすなり、なければつくるなり、再発掘するなり、社会資源、地域資源を有効に活用していく自治、まちづくりというのは、他の基本原則の項目全てにもつながり、非常に大切なものなのではないか。失われた人情のような、心の問題も含まれていると思われる。宇都宮はハードでも、ソフトでも、それらを活かしていくのにバランスの良いまちだなという印象がある。

○ 委員

- ・ この社会資源の活用という項目自体は良いと思うが、「もったいない」という言葉は他の文章とそぐわない可能性が非常に強い。

○ 委員

- ・ シンボリックに使いたいという意味ならどうか。行政にも適用できる言葉である。行政自体の無駄を省くことを表現したいというなら理解できる。単に市民生活の無駄を取るというのではなく、行政の効率化を図るという趣旨でシン

ボリックに使うならどうか。この言葉には人を打つものがある。だからこそアフリカを経由してまで広まってきたのだと思う。

○ 委員

- ・ そういう意味で「もったいない」が世界に広がっているわけではないと思う。私たちだけが考えている言葉の意味と、一般的に受け取られる言葉の意味が異なってくる可能性が非常に高くなる。言葉の解釈が違ってきてしまうのは問題だ。また、行政の無駄を「もったいない」と表現すること自体が間違いだと思う。行政の無駄を「省く」と表現すれば良い。これは、「環境保護」から盛んになってきた言葉である。

○ 委員

- ・ この「もったいない」は、20年後に見たとき、「ああ、あの当時、こういう運動がはやったな。」と回顧されるような時代性が強い言葉であると思う。時代の運動に使われた言葉、シンボリックに使われた言葉は、必ず色褪せる。長く耐え得る言葉かどうか、十分に議論した方が良い。前文に、公害等、その当時の具体的状況を規定すると、将来的には、「ああ、過去にこんなことがあったのか。」という歴史的遺物のような捉え方をされ、非常に色褪せた印象になる。

○ 委員

- ・ 市役所で毎日「もったいない」が放送されるようになったが、市役所職員の中には、「気持ちが小さくなってしまう。」という声も聞かれる。これも一理あって、何か新しい社会資本を作ろうとするときには、初期投資は思い切ってやって、新しいものを生み出さなければならない。そんな冒険したらもったいないじゃないか、というように抑制、ブレーキの印象がこの言葉は強い。環境の憲法であればともかく、自治の憲法と言われるこの条例の基本原則に「もったいない」を使うことは良くないと思う。

○ 委員

- ・ 自治の基本原則の中に、「地球温暖化防止等の、全世界的な環境問題を意識しながら自治をつくっていく。」という趣旨のことを入れれば、それは画期的なこと。国内には例がないはず。「社会資源の活用」自体は、地域社会の中でのいろいろな社会資源のリサイクルの色彩が強いが、それを超えて、地球規模で環境を考えた上で、地域において自治を行っていくのだ、ということを明確に打ち出していくというのは画期的なことである。それが良いのかどうかは皆さんの議論に委ねたい。

○ 委員

- ・ 少なくとも、流行とは全く逆の立場からの考えである。押し迫ってくる危機にどのように立ち向かうかという問題。

○ 委員

- ・ 環境問題と「社会資源」という言葉の関係については良く考える必要がある。
「社会資源」には人材が含まれると考えるべきなのだろうが、それ以外の社会資源とは何か。
- 世話人
 - ・ 社会に存在する資源全てではないか。人が作り上げたもの全て。制度・法令なども含むのではないか。そのようなものが活かされてない、それは「もったいない」ことだと言える。
- 世話人
 - ・ アフリカの活動家が使用しているのはどのような文脈でなのか。
- 世話人
 - ・ 自然資源を大切にし、活用すべきという文脈で使い始めたが、昨今では全ての問題に使っている。ネットがあるのにワーク（利用）されていなければもったいない、とか。
- 委員
 - ・ この言葉は両面性があり、使用するの難しい。抑制の意味で使うこともあれば、利用されていないことが「もったいない」等と、活用を促す意味で使うこともある。
- 世話人
 - ・ 地球温暖化を防止する活動をしないことが「もったいない」。そこまで広げて使うことも可能かもしれない。
- 委員
 - ・ まとめると、ほかの文言とそぐわないので、使わない方が良いということになるか。
- 世話人
 - ・ 使うのであれば、かなり詳細な定義が必要になろう。
- 委員
 - ・ 「もったいない」とセットになる、積極的な活用を表す言葉があればよいのだが。
- 委員
 - ・ 「社会資源を活用」とあるが、「利活用」という言葉もある。利用しないでそのまま終わってしまう例も多いように思う。
- 委員
 - ・ 宇都宮市が何かの「さきがけ」となってやっていく、そのようなものが基本原則に入ると良いのだが。
- 委員
 - ・ これは極端な例であり、大方の方から賛成はされないと思うが、議論を提起

する意味で挙げれば、「地産地消」ということはどうか。もう少し柔らかい言葉で言えば、「自給率アップ」ということ。経済団体から反対される可能性が高いと思うが。

○ 委員

- ・ 今回基本原則として挙げられたご意見は、ここで終わりにするのではなく、候補として議論の余地を残しておいたらどうか。次に自治基本条例をつくる自治体で、「宇都宮市はあんなものが入っているんだ。」と言われるようなものを入れたいと思う。

○ 世話人

- ・ 事務局から「人づくり」について規定している自治体は52自治体中2自治体であるという説明があった。ここを宇都宮市の特徴として押し出していても良いと思う。環境問題も、温暖化防止も、最終的には全てここがうまくいくかどうかによると思う。

○ 世話人

- ・ これについては、昨年度から、いろいろなグループで、「人間力の向上」等というキーワードが出されていた。

(条例の目的)

● 事務局

- ・ 前回、前文の「自治基本条例を制定することの意義や決意」として、「自治の理念を明らかにし、市民等、自治を担う者の協調のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、市民主体のまちづくり・市民主権を確立して、市民の福祉を向上させていくこと。」を掲げた。
- ・ これは本条例の目的といっても良いものであるため、同じ内容を「条例の目的」として本分科会の意見とし、提言書検討委員会でさらに整理することとしたい。

(条例の位置付け)

○ 委員

- ・ 前回も議論になったが、条例には、一般的に罰則を安易に設けるべきではないということであった。「尊重しなければならない。」という書き方であれば罰則を設けるわけではないのでそれで良いということになるのだろうか。「この条例は、宇都宮市においては何人もこれを犯してはならない。」等と強く書いてはいけないのか。

○ 委員

- ・ 罰則を設けてはいけないということではない。この条例は、社会秩序を保つため、市民に対しある一定の行為を行うべき義務を課し、さらにその社会秩序を破ったものを行政的に処罰するようなものではない。この条例自体は規制を

する条例ではない。「まちを作り上げていく」条例である。この条例に罰則を設けたら、全国的にも、否定的な意味で非常に珍しい条例になってしまうと思う。

○ 委員

- ・ しかし、法律・条例は、議会で議決を経て発効し、裁判が起きれば、必ずその条例に基づいて判断がなされ、刑罰が決められていくものではないのか。

○ 委員

- ・ 条例に罰則を設けるべきか否かは、条例で規定されている行為を破ったときに、反社会性がどの程度あるのか、ということを考慮して定める。法学では、「比例原則」や、さらに「警察比例の原則」等と言われる。そのような、反社会性が強いことを規制するような事項を自治基本条例に盛り込むのであれば罰則が検討されることとなる。

○ 委員

- ・ 罰則は別として、何が正しく、何が正しくないかを判断する根拠として条例というものは制定されていくのではないか。

○ 委員

- ・ そもそも論から言えば、ルール、きまりというものはない方が良い。人間は自由であった方が良い。その人間の自由が侵されることから守るために、法律ができてくる。ところが、法律・条例の中には、そのように人間の行動を制約するものと、そうではなく、福祉国家を実現するため、市民の皆さんを幸せにするためにできているものとがある。例えば生活保護法がそれにあたる。そのような中、いろいろな行動を義務付けるのは、きまりとして必要なこともあるが、それはどこまでかが問題。例えば、最近では路上喫煙が社会的に問題視されている。しかし、かつては路上喫煙はマナーの問題であると考えられてきた。その当時は、規制すべきではないだろうと考えられていたわけだが、ある行為を、どのような尺度で捉えるかという問題だとも言える。法律・条例は、「～しなければ罰則を与える。」ということだけが全てではない。

○ 委員

- ・ 拘束性がないということか。

○ 委員

- ・ 道義的な拘束性があるとか、精神的な拘束性がある等と言われる。逆に、罰則のあるなしに関わらず、法律・条例は広い意味の拘束性を持っているとも言える。
- ・ もう少し詳しく言えば、この条例は、一般的な法律・条例の枠組みを超えている。法律・条例は本来、権力者や国家から市民の自由を守るために作られたものである。どこの国にもある憲法は、権力者、君主に向かって作られたもの。「この憲法以上のことはしてはいけない。」「ここに書いていないことは国民の

自由・権利として保障してください。」と君主に向かって宣言したもの。だから、本来は法律・条例はない方がよい。自治基本条例に、そのような事項を盛り込むべきか否かは、この会議で十分に議論する必要がある。

○ 委員

- ・ もしそのようなものを盛り込まないとしたときに、それは条例と言えるのか。

○ 委員

- ・ 内容から言えば、これは条例でなくてもよい。しかし、この条例が、一種の最高規範として、市民全体が「ここに向かって進もう。」というところを定めるものだとなれば、市が作る最高のきまりの形としては、条例しかない。法的に、本来の意味での法律・条例の枠組みを超えていると考えられるのは、先程ご説明したとおり。「大事だから、みんなで決めていこうという。」というものは、条例として決めていこうという流れが現在一般的になりつつある。大事なことから、みんなで考えて、議会にかけて、条例として決めていこう、ということ。

○ 世話人

- ・ 法律論から離れるが、例えば、この条例の中で、「思いやりを持たなければならない。」とか、「優しくなければならない。」という書き方をしたらそれは問題だと思う。どのような状態になったら思いやりや優しさを持っていないことになって、この条例に反していることになるのか、判断は非常に難しい。

○ 委員

- ・ 憲法は「最高法規性」を持つと言われる。対し、この条例で議論しているのは「最高規範性」。そこに違いがある。
- ・ ところで、「市は、条例の制定、政策の実施等にあたり、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならない。」とあるが、もっと積極的に、「市は、自治基本条例の趣旨を実現、または具現化するために、必要な条例を定めなければならない。」と入れても良いのではないか。憲法25条の趣旨を実現するために、生活保護法が制定されたように。

○ 委員

- ・ 条例の制定以外に、政策の実施についても触れられている。「自治基本条例の趣旨を遵守しなければならない。」とした方がよいのではないか。

○ 委員

- ・ 「趣旨」というよりも「理念」という方がよいのでは。憲法も同様だが、憲法の理念を実現するために、いろいろなことを補充しようとして法律ができています。

● 事務局

- ・ 今ご指摘のあった事項は、第3分科会で議論されている。つまり、「市が、自

治基本条例の趣旨を受けて、必要な条例を定め、必要な政策を実施しなければならない。」ということは、市、執行機関の行うべきことであって、「市政運営の仕組み」として規定すべきことなのかもしれない。提言書検討委員会では、そちらの事項として整理していくこともあるかもしれない。

○ 委員

- ・ 今の議論は非常に意義のあること。条例をつくっただけでは意味がなくて、それを積極的に実現していくことを規定することは非常に良いことだ。

(「自治」の定義)

○ 世話人

- ・ 「公共」という枠組みがないと、なんでもかんでもやってあげてしまうというイメージがなきにしもあらず、ということか。自分から自己実現していくということも含まれると思う。

○ 委員

- ・ 公共とは、行政が考え、市民はそれを受け入れるもの、与えられるものという流れからスタートして、98年に施行された「特定非営利活動促進法」(NPO法)あたりを境目に、ある地域課題だけを集中的に解決するグループができたりして、小さくとも大きくとも、みんなに関わる問題は自分達で解決する、という流れに変わってきていると思う。そのような流れが大きくなってきたときに、自分のわがままを言えばそれが通るというような、「言うだけ」ではいけないと考えられたことから、今度は自己責任ということが言われるようになって、市民一人ひとりが公共整備員になるというような時代になってきたと思う。それぐらいに、自治基本条例の中では大きな問題であると認識している。皆さんのご意見をお聞きして、整理したいと思っている。協働とか、参画とかは、全てこれにからんでくる。

○ 世話人

- ・ 市民の個人的な欲求まで、自治の対象として考えるかどうかということ。

イ 第2分科会

- ・ 前半は「市民」関係検討グループと「議会・執行機関」関係検討グループに分かれて議論し、後半は、B1会議室に集合して全体的な視点から議論を深めた。
- ・ 本条例について、以下の項目を反映することを検討していくこととした。

市民の責務（自己研鑽，議会や執行機関をチェックすること）

非営利活動団体の責務（行政サービスで満たされていないニーズに応えること，共助・互助，他の団体との連携）

企業の責務（人づくり，企業が家庭をサポートすること，生産性の向上，ワーク・ライフ・バランス，従業員の人材育成を通じた地域貢献）

議員の責務（不特定多数に対する議員個人の活動報告，会派の情報公開）

執行機関の責務（審議会の公開、審議会における公募を通じた市民意見の反映、女性公募委員を増やすこと）

- ・ 出された意見を、事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」、「条例に盛り込むべき事項」として整理して、次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（以下前半の「市民」関係検討グループの意見・質問等）

（非営利活動団体（NPO）の責務について）

- 世話人
 - ・ NPOは、行政サービスで満たされていないニーズに応える責務があり、共助、互助の精神に基づいて幸せづくりを行うもの
- 委員
 - ・ NPOに対しては、市民活動サポートセンターで支援しているが、地域活動団体との連携が十分にできていない。
- 世話人
 - ・ 確かに、NPOはあまり他の団体と連携を図ろうとしない傾向がある。
- 委員
 - ・ 私の地域のNPOの中には、売名行為的な側面が強く、結局解散してしまった団体がある。
- 世話人
 - ・ 第一に、共助、互助の精神に基づいて活動すべき。

（企業の責務について）

- 委員
 - ・ 「～しなければならない。」という表現は、法的に大丈夫なのか。
- 事務局
 - ・ あくまで「配慮」であり、努力義務であるので、規定できると考える。
- 委員
 - ・ 企業にも、社会貢献したいという気持ちはある。私の地域の牛乳メーカーは、骨粗鬆症の検査を行い、検査を受けた市民に牛乳を配っていた。
- 世話人
 - ・ 企業も、市民の一員として、そのような活動を行うべき。「人づくり」も、企業にとっての責務
- 委員
 - ・ 人づくりは家庭教育。家庭をサポートすることが必要。現在は共働きが多いので、子供の授業参観日などに休暇を取りやすくすることが大切
- 世話人

- ・ 子育て中は単身赴任させないことなども大切。このためには、上司の理解が必要
 - ・ 「条例に盛り込むべき事項」については、「～ボランティアその他の～」は「～ボランティアなどの～」, 「幸福」は「幸せ」のほうがよい。また, 「健康」も必要
 - 委員
 - ・ 自治基本条例に細かい事象（子育て, 介護等）を入れるのは, 不適切ではないのか。
 - 委員
 - ・ この会議で出た意見が凝縮されて, 条例になるのでは。
 - 事務局
 - ・ その通りであるが, 強調したいポイントは決めてほしい。
 - 世話人
 - ・ 他の自治体では曖昧に規定しているところを明確に規定することも, 宇都宮らしさの1つだと思う。
- (以下前半の「議会・執行機関」関係検討グループの意見・質問等)
- 委員
 - ・ 資料10頁に『『婦人会』は例示として不適切』とあるが, 私のところの自治会でも「女性部会」という言い方をしている。「婦人会」という言い方は, 今は無いのか。
 - 委員
 - ・ 今はほとんど使っていない。ただし, 「地域婦人会」だけは, 言い方として残っている。
 - 世話人
 - ・ 商工会議所でも「女性部会」と言っている。
 - 委員
 - ・ 「婦人会」や「女性部会」のように, 女性という「性」が出てくる意図は何か。「男性部会」というのは聞いたことがない。
 - 委員
 - ・ 女性は, 長い間, 文化的に差別されてきたため, 男性並に地位を上げることが必要なことから, そのような会が存在する。
 - 世話人
 - ・ 名称が変わってきた理由はなにか。
 - 委員
 - ・ 「婦人」は成人女性をイメージするが, 一人ひとりの人権として考える場合, 赤ちゃんまで含めて「女性」という言い方が適切と考えられるようになったた

めである。

○ 委員

- ・ 組織では男性が多くなってしまいうものだが、男性だけでは解決困難な問題もあるため、女性も一緒に力を合わせてもらって解決するということで、自治会にも女性部会があるのだな、と感じた。

○ 委員

- ・ 先程の委員のところの自治会に女性部会があるのは立派だと思う。
- ・ 自治会の中に女性部会があることで、女性の視点でのまちづくりが居住地である地域内で行えるのは良いことである。

○ 委員

- ・ 自治会の執行部は高齢者が多いので、名称が変わっても、実質的に変わったかという点は疑問が残る。

○ 世話人

- ・ 高齢者が多いという話が出たが、私たちの年代や学生などの若い世代が自治会に入っていないということが自治会加入率低下の原因の一つかもしれない。
- ・ 私は転勤族だが、必ずその土地の自治会に自分から調べて入るようにしている。そうしないと地域の情報が入ってこない。
- ・ 川崎市にいた時も、学生が多い地域は自治会に入らない人が多いと言っていた。特に新興住宅地やアパート・マンション街では同じ傾向だろう。

○ 委員

- ・ 企業の社会的責任として、従業員を自治会に加入させるべきだろう。

○ 世話人

- ・ 企業として、地域と関わりを持たなければならないという方向性を決めれば良いことである。このことは、今までに書かれていなかったもので、入れた方が良いのではないか。

○ 委員

- ・ 大きな団地ができた時や新築の家があった時などは、自治会役員が自治会加入を働きかける努力をしていると聞く。

○ 委員

- ・ 資料 16 頁に、企業は従業員が地域活動に「円滑に参加できるよう配慮しなければならない」と書いてあるが、事業者は人材育成の一つとして考えなければならない。

○ 委員

- ・ 事業者が従業員に、自治会に加入するよう一言だけでも言ってくればかなり違ってくると思う。
- ・ 話は変わるが、「議会」の話として、議会には「会派」があるため、「会派の

論理」のようなものがある。これは、議員個人ではない意思が働くものなので、条例で触れた方が良いのではないと思う。

○ 委員

- ・ 会派は、ある利益の代表として、一種のプレッシャーグループ（圧力団体）になることがあるのか。

○ 委員

- ・ そのようなものではなく、同じ考えの人たちが集まってグループを作るものである。

○ 委員

- ・ 議論を通して、一種のプレッシャーグループになることはないのか。

○ 委員

- ・ 会派の話をしたのは、議員個人の考えでなく、会派の意向による案件で議論することがあるためである。
- ・ また別の側面として、執行部に一定の緊張を与えることから、会派の責任ということも無視できない。

○ 委員

- ・ 議員活動では、1人だと情報が集まらないので、一緒に勉強するという意味でも会派が存在する。
- ・ 100%同じ考えの人はいないので、概ね同じ考えの人が集まるという考え方である。

○ 委員

- ・ 結果的には、ある一つのストーリーを作って、何らかの形で物申す組織である。その物申すことを集団で行って一定の目標を実現するという意味で、プレッシャーグループではないのか。

○ 委員

- ・ そうではなく、民主主義の方法として数の論理という側面は持つものの、一緒に勉強して政策立案をする中で、集団の方が相乗効果を出せるというものである。

（以下、後半、合流後の意見・質問等）

（市民の責務）

○ 世話人

- ・ 市民は自己研鑽して、議会や執行機関をチェックする力などを高めていくべき。

（企業の責務）

○ 委員

- ・ 「～しなければならない」は強すぎる表現ではないか。C S R（Corporate Social

Responsibility：企業の社会的責任）は企業自ら行うことにより評価されるものであり、強要すべきではない。

○ 委員

- ・ 「市民」グループでも議論されたが、「～に参加しなければならない。」などではなく、「～に配慮しなければならない。」なので、よいのではないか。

○ 委員

- ・ 企業も、従業員の幸せや公共的活動への参加について、自ら考えている。

○ 委員

- ・ 「ワーク・ライフ・バランス」を大切にしてほしい。父親として子育てを行った従業員が職場に復帰したら、職場の雰囲気が変わったという事例もある。「ワーク・ライフ・バランス」のためには、企業の理解が大切であり、市民の立場としては「～しなければならない。」という表現に賛成

○ 委員

- ・ 企業は、まず生産性を向上させるべき。企業の生産性について、日本は世界最下位。生産性を向上させた結果として、従業員の子育て等を行うべき。

○ 委員

- ・ 生産性を向上させることの重要性も理解できるが、「ワーク・ライフ・バランス」を考えることも大切

○ 世話人

- ・ 従業員の人材育成も大切。企業における人材育成を通じて、地域に還元されるものもあるはず。

（議員の責務）

○ 委員

- ・ 議員も、自らの説明責任を果たすべき。

○ 委員

- ・ 議員個人だけではなく、会派としての情報公開も大切

● 事務局

- ・ 議員の説明責任については、議員個人の活動報告を対象としているのか。それとも、議会でコンセンサスがとれたものを対象としているのか。

○ 委員

- ・ 議員個人の活動に関する説明責任である。

○ 世話人

- ・ 後援会などの特定多数に対するものではなく、不特定多数に対する説明責任である。

（執行機関の責務）

○ 委員

- ・ 議員報酬はどのように決めているのか。

● 事務局

- ・ 審議会を経て，市長が議会提出案を決定し，議会の決定を得る。

○ 委員

- ・ 審議会がどのようなメンバーなのかが重要

○ 世話人

- ・ 審議会は非公開と聞いている。

○ 委員

- ・ 公開すべきである。

○ 世話人

- ・ 現在では，裁判においても裁判員制度として市民の意見が反映されている。
議員報酬などに関する審議会においても，公募により市民参加の機会を増やすべき。

○ 委員

- ・ 公募にあたっては，女性の参加を増やしてほしい。

ウ 第3分科会

- ・ プロジェクターを使用し，議論した結果をその場で確認しながら検討を進めた。
- ・ 出された意見を，事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」，「条例に盛り込むべき事項」として整理して，次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（地域自治）

○ 委員

- ・ 「地域活動団体」の意味は広く捉えたい。自治会，婦人会，ボランティア団体，PTA等を全て包含する概念であるべきである。

○ 世話人

- ・ 「地域活動団体」として，NPOの役割も大きい。地域の担い手としてNPOが今後，重要になってくるものと考えている。

○ 委員

- ・ 市が創設することを検討している「地域学校園」（中学校区単位）も地域活動団体の単位となりうるのではないかと考える。

○ 委員

- ・ 地域活動団体について，市内一律で「小学校区単位」とするのではなく（特に周辺部），歴史・伝統・生活圏を考慮してその単位を設定すべきと考える。

（総合的な市政運営）

○ 世話人

- ・ 市政運営に当たっては、「総合計画ありき」である必要はなく、「総合計画重視の考え方」を見直すことがあってもいいのではないか。
- 委員
 - ・ 「市政運営」という表現と「市政経営」という表現が出てきているが、何か意図して使い分けていないのであれば、統一した方がいいのではないか。
 (健全な財政運営)
- 世話人
 - ・ 市が財政破綻とならないためには、情報公開をして、市民がおかしいときはおかしいと分かるようにすべき。
- 委員
 - ・ 包括外部監査制度は行政監視の有効な手法である。「外の目」で常時、市をチェックすることが必要である。
- 委員
 - ・ 市には市民に分かりやすい情報を提供してほしい。受益と負担のバランスが今どうなっているのか、リスクが今どこにどのような形で存在していて、このままではどのような事態に陥る可能性があるのかということなどを、市民が分かるように提示しなければならない。
 - ・ また、「最小経費で最大効果」と世間ではよく言われるが、これは実現困難。「適正経費で適正効果」が正しく、また、実現も可能である。
- 委員
 - ・ ニセコ町が作成している住民向け公表資料を見習うべきである。
- 委員
 - ・ 市には、事業を中止する理由を説明する義務もある。「予算が削減されたから」だけでは事業中止の理由にならない。明瞭かつ合理的な説明をしてほしい。
 (行政評価)
- 委員
 - ・ 評価の主体は「外部」が基本になるべき。内部だけでは甘えが生じて、成果が得られにくい。
- 世話人
 - ・ 行政評価の視点として、「協働」を追加してはどうか。また、「自治評価」というものがあってもいいのでは。
- 委員
 - ・ 行政評価の基本は、議会が「チェック機能」を果たすこと。そのために市議会議員は市民の信任を得て、投票で選出されている。
- 世話人
 - ・ 我々議員は議会質問の場を得ているが、このとき、単なる「質問」に終始す

るのではなく、現状・課題と具体的な対応案を示す「提案型の議会質問」をすることが「市の監視」になると認識している。

○ 委員

- ・ 「行政評価」ではなく、「協働」,「自治」も盛り込んだかたちの「市政運営評価」としてはどうだろうか。

(執行機関の組織)

○ 世話人

- ・ 「市の規模」からみた「市職員の数」について、他市と比べて宇都宮市は効率的な組織となっているか。

○ 委員

- ・ 組織の適正化に向けて、「第三者診断」という手法も効果があるのではないか。

○ 世話人

- ・ 「人事行政」について、「自治」をよく知る職員を育てる必要・責任が市にはあるのではないか。そのためには、長く同一部課で勤務する職員がいてもいい。つまり、職員の「専門性」を重視する人事方針が必要と考える。

○ 委員

- ・ 地元をよく知る職員を地区市民センターに長く配属することは、地域にとってはありがたいこと。地元には、地元に関心を持った職員が必要

(行政手続)

○ 世話人

- ・ 行政手続条例について、市民と意見交換することが必要ではないか。

○ 委員

- ・ 行政指導については、市民の対応期限を市は明確にすべき。行政は、時間感覚が乏しい。「時間＝コスト」であることを強く認識すべき。民間を見習ってほしい。

○ 世話人

- ・ 時間節約の考えについて言えば、転入手続きをとるために市民が多くの課を回らなくて済むよう、「総合窓口」を設置している市役所がある。この姿勢は、本市も見習うべきと考える。

○ 委員

- ・ 「市民が課に出向く」のではなく、「職員が市民に出向く」ような考え方があって然るべき。

(条例の制定及び活用)

○ 世話人

- ・ 条例の実効性を高めるためには、罰則規定を積極的に盛り込んでいくべき。

○ 委員

- ・ この条例で定める重要な項目の細部は条例，規則で定めるとの規定があってもいいのではないか。

● 事務局

- ・ 御意見については，資料の 21 頁に「市は，政策等を推進するため，必要な条例，規則等を制定する。」と記載している。

(法令の遵守)

○ 委員

- ・ 自治基本条例の文言に各市で違いがあるようだ。「法令遵守体制を構築する。」と「法令遵守体制を構築するよう努める。」では，受ける感じが大きく違う。

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

○ 世話人

- ・ 宇都宮市は県の 4 分の 1 の人口を有しており，「他団体との連携」だけでは踏み込みが足りない。「リーダーシップを発揮する」という文言は県都である本市だからこそ言えることなので，そのような記述があってもいいのではないか。

(その他の事項)

○ 委員

- ・ 自治基本条例の「見直し規定」があってもいいのではないか。例えば，「4 年を超えない期間で見直しする」など，「定期的な見直し」の規定を盛り込むことを検討してもいいのではと思う。

3 閉会

各分科会の会場において解散